

資産負債アプローチと収益認識モデルの開発

小 川 真 実

1. はじめに

こんにちの会計基準設定において、資産負債アプローチ (the assets and liabilities approach) が世界共通の主導的な理念となっている¹。

多くの論者が会計基準設定主体の概念フレームワークを根拠に、会計システムの理論的基盤が収益費用観 (the revenue and expense view) から資産負債観 (the asset and liability view) へと転換しているとみなしている。しかしながら、個々の会計基準の論理構成を観察すると、資産負債観が首尾一貫して採用されているわけではない (徳賀 [2002])。実際に個々の会計基準では、資産負債観の考え方を依拠にしつつも、キャッシュフローの配分計算の仕組みが温存されている。会計基準設定の現場では、資産負債観と収益費用観が共存するハイブリッド型の基準設定が実践されているわけである。

資産負債アプローチそれ自体に、多義的な解釈の余地があることこそが、そもそもの議論の混乱を引き起こしている。一般に資産負債アプローチは、構成要素の定義レベル、認識レベル、測定レベル及び表示レベルにおいて観察され、実際の会計基準の開発ではその決定過程を特定していく作業が進められる (秋葉 [2010])。それゆえに、どのレベルの資産負債観が強調されるかによって、現実の会計基準の内容は収益費用アプローチや資産負債アプローチといった単純な二者択一的な位置づけをすることはもちろんのこと、資産負債アプローチに基づく会計基準といっても、その意味内容の理解が困難になりうる。つまり、多義的な資産負債アプローチの解釈は、会計基準の論理体系はもとより、財務諸表の項目と金額にも影響を与え、会計情報の価値も著しく変質させる可能性が高いのである。

近年の会計基準設定では、このような推論が無視できないような深刻な混乱に直面しているようになっている。この資産負債アプローチの多義的な解釈は、IASBやFASBが主導する収益認識プロジェクトにおいて一層顕著となり、基本概念の整備と情報の有用性とのバランスを喪

¹ 内外の会計基準の公式見解で記されているように、資産負債アプローチとは、資産や負債の定義が先行し、次いで資産と負債の変動という観点から収益や費用などが定義される概念フレームワークの論理構成に着目した会計基準の基準設定を意味している。また、資産負債アプローチの会計システムは、すべての項目が資産の概念や資産に対する請求権および資産の変動額の観点から規定されているので、資産優位アプローチ (asset primacy approach) と解するべきとの指摘もある。

失させる懸念を拡散させている。

本稿は、IASBとFASBが主導する一連の収益認識プロジェクトを題材に、資産負債アプローチの多様な解釈を整理し、会計基準設定におけるその役割を明らかにすることをめざすものである。まず、分析視点である会計システムの理論的基盤であるFASB討議資料の資産負債観と収益費用観の意味内容を確認し、その実質的な相違が収益認識の捉え方にどのように反映させるのかを整理する。次に、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの開発過程において議論された代替的な収益認識モデルの特質を整理し、資産負債アプローチの属するとされる収益認識モデルの異同点を明らかにする。さらに、収益認識モデルの開発過程における資産負債アプローチの個々の解釈から通説との整合性を検証する。最後に、会計基準開発における資産負債アプローチが果たしている機能について検討する。

2. 会計観と収益認識の捉え方

2.1 資産負債観の意義

資産負債観と収益費用観は、財務諸表の連携を前提とする利益測定の本質に関する会計思考である。連繋とは、クリーン・サープラス関係と複式簿記による取引の記録という2つの条件が共に満たされている場合に、期間損益を通じて貸借対照表と損益計算書の関係を表す (FASB [1985], para. 21)。

さて資産負債観は、利益測定の目的を企業の富の増加においている (FASB [1976], para. 48)。利益は一会計期間における営利企業の純資産ないし資本の増減額の測定値とみなされ、「資産と負債の増減額」に基づいて定義されている。その計算方法は「資産の増加及び負債の減少」として生じる収益と、「資産の減少及び負債の増加」として生じる費用の差額を利益としている。

なお、資産負債観の基幹的概念は資産と負債である。資産を「企業の経済的資源の財務的表現」であり、負債を「将来他の実体に資源を引き渡す義務」と規定している。資産負債観では、この「資産と負債の属性やそれらの変動を測定することが財務会計の基本的な測定プロセス」 (FASB [1976], para. 34) となっている。

資産負債観の利益測定の特徴は、利益について資産と負債の定義とそれらの変動によって定義されることにある。その利益計算の構造上、「収益の認識は資産の増加または負債の減少を認識することであり、同様に費用の認識は資産の減少または負債の増加を認識することであるため、収益と費用は資産と負債の変動に基づいて認識または測定される」 (FASB [1976], para. 35)。すなわち、資産負債観では、利益は「資産と負債の変動に関連づけてのみ測定できる」 (FASB [1976], para. 35) ので、資産と負債の「従属変数」 (FASB [1976], para. 37) といえる。したがって、資産負債観では、収益と費用の定義は「利益計算の過程を示す損益計算書の作成には必要ではあるが、利益の定義には必要とされない。つまり、収益と費用の定義は二次的な要素とみなされているである」 (FASB [1976], p.96; 翻訳139頁.)。

このように、資産負債観は、資産と負債の概念に基づいて利益計算の構造を構築しているのである。

2.2 収益費用観の意義

収益費用観は、利益測定をの目的を企業や経営者の業績測定においている (FASB [1976], para. 48). 利益が企業または経営者の経常的、正常的、長期的な業績指標、成果指標または利益稼得能力の測定値であることを前提としている (FASB [1976], para. 62). だから、利益は「儲けをえてアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率性の測定値である」とみなされている。利益の計算方法は「一会計期間の収益と費用の差額」(FASB [1976], para. 38) と定義される。

収益費用観の基幹的概念は収益と費用である。収益は「企業の収益稼得活動からのアウトプットの財務的表現」と費用は「企業の収益稼得活動からのインプットの財務的表現」として用いられている (FASB [1976], para. 38). 収益費用観では、「一会計期間の成果としての収益と一会計期間の努力としての費用を対応させて利益を測定するため、収益と費用の認識時点の決定が財務会計における基本的な測定プロセス」となっている (FASB [1976], para. 39).

収益費用観の利益測定の特徴は、二段階からなる収益と費用の対応プロセスにある。第一の段階は「一会計期間における企業のアウトプットまたは収益の測定」(FASB [1976], para. 40) であり、「収益の認識あるいは時点決定、しばしば実現と呼ばれる段階」(FASB [1976], para. 40) である。第二の段階は「アウトプットの生産に費やされたインプットの原価を、当該収益から控除する段階」(FASB [1976], para. 40) であり、費用の認識を意味する。費用の認識には、①原因と結果の関連、②系統的かつ合理的な配分、③即時的認識、といった3つの方法がある。

このように、収益費用観の利益測定は、実現収益と発生費用との対応から構成されるため、「実現と対応」のプロセスと捉えられている。

2.3 小括

資産負債観と収益費用観の特徴は表1のように整理される。

表1. 資産負債観と収益費用観の特徴

	資産負債観	収益費用観
利益の意味	企業の富または正味資源の増加	企業業績の測定値や収益力
利益の計算方法	資産の増減 - 負債の増減	実現収益 - 発生費用の期間的対応
基幹的概念	資産と負債	収益と費用
資産	経済的資源	経済的資源 + 繰延費用
負債	経済的資源の引渡義務	経済的資源の引渡義務 + 繰延収益 + 引当金
裁量の余地	資産と負債の価値変動の時点決定や測定方法	「成果」と「努力」との対応に関する判断
備考	①同一の利益測定プロセスを異なる視点から描写する。 ②費用収益対応の概念は必ずしも否定されない。 ③特定の評価規準とは結びつかない。	

資産負債観と収益費用観は、財務諸表が連繫していれば、一会計期間におけるストックの変

動額とフローの純額に着目しているため、同一の測定プロセスに属し、異なる側面を描写しているに過ぎない。収益及び費用の認識はいずれも純資産の変動に帰着するのである (FASB [1976], para. 45)。

したがって、「収益実現のルールと費用対応のルールは、資産負債観のもとで資産と負債の変動の認識手段となりうるものであり、資産と負債のある種の変動の収益費用観のもとで収益実現あるいは収益と費用の対応の手段となりうる」(FASB [1976], para. 46)という。このように、資産負債観の利益測定は、「収益と費用の対応プロセスとして捉えることを必ずしも否定していない」(FASB [1976], para. 37)のである。また、いずれの利益観も「特定の測定基準と結びつける自動的な連結環は存在しない」(FASB [1976], para. 47)と述べられている。

しかしながら、資産負債観と収益費用観は、利益の意味内容、基幹的概念、特性や測定が異なる利益測定の体系であり、利益測定の必要性と資産と負債の測定の必要性が対立するときに、実質的な相違が生じているという (FASB [1976], para. 48)。

資産負債観は利益を「企業の富の増加の尺度」と捉えており、「企業の経済的資源と将来他の実体に経済的資源を引き渡す観点から、資産と負債を定義し、利益を当該資産と負債の変動に基づいて」(FASB [1976], para. 67)算定している。それゆえ、資産負債観では、経済的資源またはその引渡義務を意味しない繰延費用、繰延収益及び引当金を、財政状態表に計上されないものである (FASB [1976], para. 51)。

一方、収益費用観は、利益を「企業業績の測定値または利益稼得能力」(FASB [1976], para. 49)と捉え、「実現収益に適切に対応させた発生費用を控除したもの」(FASB [1976], para. 50)と定義している。それゆえ、収益費用観は適正な期間損益計算の観点から、貸借対照表には企業の経済的資源やその引渡義務に加え、そうした性質をもたない繰延費用、繰延収益と引当金を計上する (FASB [1976], para. 51)。このように、資産負債観と収益費用観の実質的な相違は、利益測定の意味内容とそれにとまなう資産と負債の範囲に現れる。

このように、資産負債中心観と収益費用中心観の実質的な相違は、利益測定の意味内容とそれにとまなう資産と負債の範囲に現れる。こうした実質的な相違は両者の関係をどのように捉えているのだろうか。

資産負債観も収益費用観はいずれも、連繋を前提とする会計の本質を体現する考え方である。しかしながら、収益費用観の連繋と資産負債観の連繋の意味内容は必ずしも同一の内容になるわけではないと考えられている²。

収益費用観の連繋は、収益と費用の差額である期間損益が株主持分の変動に直接結びつく。一方、資産負債観の連繋は、資産と負債の変動が収益と費用の認識の基礎となり、株主持分の変動に間接的に影響する。このような直接的あるいは間接的な影響は、それぞれの収益認識の思考の特徴に由来する。

収益費用観に基づく収益認識の基本的な特徴は、企業が収益を生み出す営利活動を通じて取引の対象となる財やサービスの貨幣性資産との交換に焦点を当てた思考であり、実現稼得過程アプローチと呼ばれる³。資産負債観に基づく収益認識の基本的な特徴は、企業の中心的な営業

² この点については、徳賀 [2002] の脚注 (13) に示されている。徳賀論文に対する大塚教授のコメントを参考にした。また、大塚教授ご本人から説明を受ける機会があったことも申し添えておく。記して感謝申し上げたい。

³ 実現や稼得などの概念について、FASB [1984] のSFAC第5号の規定を参照されたし。

活動の結果生じる資産や負債といったストックの変動に基づく収益認識思考とされる⁴。

$$\begin{aligned} \text{資産負債観の利益} &= \text{期末純資産} - \text{期首純資産} \\ &= (\text{資産の増加} - \text{資産の減少}) - (\text{負債の増加} - \text{負債の減少}) \\ &= (\text{資産の増加} + \text{負債の減少}) - (\text{資産の減少} - \text{負債の増加}) \end{aligned}$$

$$\text{収益費用観の利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

連繫を前提とする利益

$$\text{収益} - \text{費用} = (\text{資産の増加} - \text{資産の減少}) - (\text{負債の増加} - \text{負債の減少})$$

連繫を前提とする利益測定の含意は、収益と費用の差額計算の結果として資産と負債の変動額を決定する経路と、資産と負債の変動の結果として利益が算出される経路があり、それらの利益測定が同一の結果になることが求められている。

ただし、それぞれの利益測定の経路は同一の結果となったとしても、フローの認識の結果としてストックが変動する経路と、ストックの変動が先行した結果フローを生じさせる経路とでは、因果関係が逆転することになり、この意味が問われることになろう。言い換えると、実現稼得過程を通じた収益の認識の結果として資産と負債の変動が生じるという発想と、資産と負債の価値の変動によって収益が生じるという発想である。資産負債観と収益費用観の収益認識は親和性の高い論理を共有しているわけではないことに留意しておきたい。

3. 資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの開発過程

3.1 IASBとFASB共同「収益認識プロジェクト」の経緯

1) 問題の背景

2002年1月に検討が開始されたFASBの収益認識プロジェクトは、同年6月にIASBと共同プロジェクトとして以来、今日まで推進されてきた。

FASBの問題意識は21世紀初頭の不正会計事件を契機に、収益認識に関する米国会計基準の整備状況を棚卸した結果、会計上の収益認識のあり方を総合的に見直さざるを得ない状況を痛感したことにある。収益認識に関する米国会計基準の問題点は、第一に、収益費用アプローチの中核を担う稼得過程の曖昧な解釈による収益認識基準の濫立であった。第二に、収益の認識基準と概念フレームワークの収益の定義の一貫性の欠如とみなされていた (IASB [2008], paras. 1.3-1.8)。

一方、収益認識に関するIFRSの問題点もまた、IAS第18号における「リスクと経済価値」の概念に立脚した収益認識の規準と、「支配」のみを基礎とするIASB版概念フレームワークの「資産の定義」と矛盾することにあった。また、渾然一体となった財やサービスに関する収益認識の単位の決定など、複数要素契約の収益認識に関する明確な指針の欠如も指摘されている。さらに、前述のIAS第18号による財やサービスの販売に関する収益認識の規準と、IAS第11号による工事契約は契約上の義務の履行に向けた活動に着目した進行基準による収益認識であるため、

⁴ 詳しくは、FASB [1985] のSFAC第6号を参照されたし。

既存のIAS第11号と第18号との間で齟齬をきたしていることにあった (IASB [2008], paras. 1.10-1.16)。

IASBとFASB共同の収益認識プロジェクトは、それぞれの現行の収益認識モデルにおける欠陥を克服することにあった。それは、資産と負債の変動に焦点を当てた収益認識モデルの開発であり、なおかつ単一の包括的な収益認識モデルを開発することで、問題解決の基本的合意がなされていた (IASB [2008], paras. 1.18-1.20)。

このように、IASBとFASB共同の収益認識プロジェクトは、資産負債の実在性や曖昧な稼得過程アプローチの特質、首尾一貫性に欠ける現行基準の再編など、発足当初から複数の難題を一括して解決する方向性を打ち出し、その処方箋として資産負債アプローチによる包括的な収益認識規準の開発を推進した。IASBとFASBは、資産と負債の変動に焦点を当てた収益認識規準の開発によって、従来の稼得過程アプローチに厳格な規律をもたらされ、その結果、企業が収益をより整合的に認識できるようになると考えていた (IASB [2008], para. 1.19)。

2) 審議の途中経過

IASB / FASBの収益認識プロジェクトではまず、収益認識の基本的な考え方が示された。2003年の会議で議論の俎上にのぼった収益の代替的な定義は、①流入総額説 (Gross Inflow View: GIV)、②負債消滅説 (Liability Extinguishment View: LEV)、③付加価値説 (Value Added View: VAV)、④広義履行説 (Broad Performance View: BPV) の4つの考え方であった⁵。

当初は、負債消滅説が有力視されたものの、いずれの見解も決め手に欠けた。また、FASBでは収益の定義をLEVとし、認識規準をBPVにするなど、複数の収益認識の考え方を組み合わせることが有力視されたが、結局、収益の定義及び認識規準は同一の考え方で規定されるべきという見解のみが暫定的に合意された (IASB第24回会議資料)

その後、収益認識に関する諸原則が提案され、収益は公正価値による測定とし、顧客との契約による資産の増加や負債の減少を反映するように、契約による収益の認識が示された。すなわち、公正価値による履行義務の測定という考え方が浮上した (IASB第32回会議資料)⁶。

公正価値による履行義務の測定には、①法的解放金額 (legal layoff amount) と②顧客対価

⁵ 4つの基本的な収益認識の考え方の詳細は下記のとおりである (IASB第24回会議資料)。

①流入総額説 (Gross Inflow View: GIV) の収益とは「報告企業の顧客から受け取った対価で報告企業が支配を取得しているもの」と規定される。言い換えると、収益は締結された契約価格、顧客が支払った金額または報告企業が受け取った金額となる。

②負債消滅説 (Liability Extinguishment View: LEV) の収益とは「報告企業が主として義務を負っている履行義務の消滅によって生じる報告企業の負債の減少」とする。この履行義務は、(a)報告企業自身が直接商品やサービスを提供するか、又は(b)報告企業に代わって第三者が間接的に提供するかによって消滅するものである。

③付加価値説 (Value Added View: VAV) の収益とは「原材料やサービスの形で報告企業が第三者から購入した報告企業の投入物のコストが商品やサービスのかたちで報告企業が産出した価値を上回るもの」とする。

④広義履行説 (Broad Performance View: BPV) の収益とは「究極的に顧客に引き渡される製品 (商品やサービス) の提供に必要な活動を企業自身が行うことによって生じる報告企業の資産の増加または負債の減少」とする。

⁶ 公正価値による履行義務の測定の理由は、企業が見積もる費用は観察可能な現在の金額ではない。しかし、履行義務を第三者に譲渡する場合の公正価値は交換取引における観察可能な価格であり、また仮に観察不能であっても評価技法を用いた理論値を利用することにより、間接的に検証しようと考えられている (IASB第36回会議)。

額 (customer consideration) の2つの考え方が示されている (IASB第35回会議資料)。法的解放金額 (legal layoff amount) とは、企業に残存するすべての債務を履行する法的な責任を引き受けてもらうために、測定日において第三者に支払わなければならない価格である。これは第三者に丸投げをした場合を想定した非現実的な仮想の市場価格であり、IASBの討議資料や公開草案において、現在出口価格や公正価値に置き換えられる概念である。また顧客対価額 (customer consideration) とは、顧客により企業に支払われた、あるいは支払われるべき対価に基づく金額である。これは企業と顧客間における実際の取引価格であり、IASB討議資料や公開草案では顧客対価あるいは当初取引価格と呼ばれる概念である。

IASBでの議論の結果、法的解放金額が履行義務の公正価値とすることで暫定的な合意を得た。しかしながら、履行義務を法的解放金額で測定することになると、顧客に対する契約上の請求額は通常、法的解放金額を上回る⁷。

法的解放金額が採用されると、契約締結時点において直ちに販売利益 (selling revenue) が認識されることとなる。契約締結時の収益認識は財やサービスの引渡す前に収益を前倒して認識することとなり、直感的にも取引の実態を反映しないなど、本質的な懸念が表明された (IASB第37回会議資料)。

このような懸念に対処するために、FASBは2005年5月に、収益認識プロジェクトを見直し現実的な方向性を再検討した。有力な代替案が絞られたが、最終的には資産負債アプローチに基づく単一の包括的な収益認識規準の開発をめざすという当初の方針が尊重され、選択肢が2つに絞られた (IASB第47回会議)。

代替案1は資産負債アプローチと公正価値モデル (測定モデル)

代替案2は資産負債アプローチと顧客対価モデル (配分モデル)

代替案のそれぞれは顧客との契約に関連する資産と負債の変動によって収益を認識することで共通する。代替案1は履行義務を公正価値で測定するため、契約締結時に収益を前倒して認識する。一方、代替案2は履行義務を「履行価値 (顧客との契約金額)」で測定することにより、契約締結時には履行義務を顧客対価 (受注価額) で測定するため、資産と負債の測定値に差異が生じることがないから、収益を生じさせない。

このように、IASB/FASBの共同プロジェクトは紆余曲折を経て、2008年12月に討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」を公表するに至った。

3.2 欧州版収益認識モデルの特徴

1) 資産負債アプローチと稼得過程との共存

欧州財務報告諮問グループが討議資料「収益の認識—欧州の提案」を公表したのは、2007年7月のことであった⁸。EFRAG [2007] は、欧州の立場から、資産負債アプローチに基づく収益の定義と認識の一般的な原理を提案するものである。なお、収益の測定については議論していないものの、提案する収益認識モデルに整合する契約対価の配分方法について、つまり収益

⁷ 契約上の請求額には、契約以前の諸活動のコストも含まれる。このような性質のコストは第三者には不要なため、履行義務の公正価値である法的解放金額に含まれない。

の認識時点に重点を置いた議論を展開している (EFRAG [2007], paras. 1.20-1.21).

EFRAG [2007] が考える資産負債アプローチとは、既存の概念フレームワークと同様の捉え方をしている。資産負債アプローチとは、まず貸借対照表で認識される構成要素を定義し、次に資産や負債の変動の結果として、損益計算書で認識される構成要素を定義する。また、このような資産負債アプローチは、稼得過程を無視するものではないと明確に表明している (EFRAG [2007], paras. 2.2-2.4).

2) 収益の定義

まず、EFRAG [2007] はIASB版フレームワークの収益の定義を参照しながら、資産負債アプローチに合致する収益の定義を開発した。収益は「資産および負債の測定可能な変動」 (EFRAG [2007], para. 2.11) として捉え、その基本的な属性が示されている。収益の基本的な属性とは、①総額概念であること、②強制力のある権利及び義務からのみ生じる必要はないこと、③顧客との契約にしたがって履行される活動の測定尺度の一つであるものの、収益は契約によって生じるが、契約締結時点で発生しないこと、④交換をともなう必要はないこと、⑤通常の活動から生じるものであること (EFRAG [2007], paras. 2.14-2.33).

かくして、収益は「企業が顧客との契約による活動の遂行に応じて生じる経済的ベネフィットの総流入額である」 (EFRAG [2007], para. 2.34) と規定されることとなった。

3) 決定的事象アプローチ

EFRAG [2007] はまた、収益認識モデルとして、決定的事象アプローチ (critical event approach) と継続的アプローチ (continuous approach) を提示する。決定的事象アプローチは、収益の認識時点を識別する「決定的事象」の捉え方によって、さらに細分化される。

決定的事象アプローチは、契約上のある特定の事象や閾値 (threshold) の発生を重視する収益認識の思考である。すべての収益は決定的事象の発生時点から契約の完了時点までに認識される (EFRAG [2007], para. 3.33)。この収益認識の思考は、収益は企業が顧客との契約を履行したときに得られる対価という仮定に立脚している。

すなわち、このアプローチでは、決定的事象が企業による履行義務の遂行と捉えられるため、この履行義務の解釈をめぐる、収益の配分パターンが異なる可能性を生じさせる。すなわち、収益はその履行義務の全部あるいは一部の遂行を反映することになる (EFRAG [2007], para. 3.34)。その典型例がIAS第18号である。決定的事象アプローチは、契約の履行内容の解釈をめぐる、さらに細分化される。

アプローチA「契約完全遂行アプローチ」は、収益の認識時点を顧客との契約に基づくすべての履行義務を充足した時点とし、その履行義務は顧客への対価請求権によって決定されると規定する (EFRAG [2007], para. 3.8)。

アプローチB「契約要素分割アプローチ：対価請求権に着目」は、収益の認識時点を顧客との契約における個々の履行義務が履行されるごとの時点とし、その履行義務は顧客への対価請

⁸ EFRAG [2007] が公表された背景は、従来の世界の会計実務とは全くもって乖離した会計基準を開発するIASBに対する苛立ちを表明したものである。この詳細については辻山 [2007] を参照されたい。また、EFRAG [2007] の公表が国際的な会計基準設定に対する欧州の戦略的な対応という見解もある。これについては大石 [2008] を参照されたい。

求権によって決定されると規定する (EFRAG [2007], para. 3.20). すなわち、収益は契約の終了時点あるいは履行途中にかかわらず、契約条項に盛り込まれた対価請求権を発生させた時点で生じるとされる (EFRAG [2007], para. 3.80).

アプローチC「契約要素分割アプローチ：顧客にとっての価値」は、収益の認識時点を顧客との契約における個々の履行義務が充足された時点とし、その履行義務は顧客にとって価値のある部分的なアウトプットに基づくとされる (EFRAG [2007], para. 3.61).

4) 継続的アプローチ

継続的アプローチとは、履行義務の充足ではなく、契約の履行に向けて請負業者の活動成果に焦点を当てている収益認識の思考である (EFRAG [2007], para. 5.4). 継続的アプローチとされるアプローチD「進行アプローチ」では、すべての収益は、契約の進展状況や請負業者による履行状況など契約の全過程を通じて継続的に認識される (EFRAG [2007], para. 4.2). その典型例がIAS第11号である。この継続的アプローチでは、契約の進捗度を測る測定尺度が重要となる。アプローチDは、請負業者が負担したコストが契約の進展状況を図る測定尺度に重きを置いている (EFRAG [2007], para. 4.44).

EFRAG [2007] では、継続的アプローチに区分されるアプローチDが支持されている (EFRAG [2007], para. 5.30). アプローチDは契約全体で発生する収益をその進捗状況に応じて認識するため、決定的事象アプローチには適さない長期の請負契約や複合契約などの収益認識にも適応できる。

EFRAG [2007] が提示する4つのアプローチは、収益の認識において、①測定信頼性、②契約完了の予測 (確実性)、③最終的な対価の請求権の存在、④対価の回収可能性という4つの要件を満たす必要がある。そして、いずれのアプローチも、収益は資産の増加や負債の減少をとめないながら発生すると捉えており、単純な契約のもとでは同一の結果となるが、複雑な契約のもとでは異なる結果を導くとされている (辻山 [2007], 16頁)。

3.3 正味の契約ポジションに基づく収益認識モデル

1) 正味の契約ポジションとは

IASBは2008年12月に、討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」を公表した。このIASB版討議資料はそれまでの資産負債アプローチに基づく収益認識プロジェクトの議論を土台として、資産と負債の変動に基づく収益認識モデルの提案するものであった。

この収益認識モデルでは、収益は顧客との契約における企業の正味の契約ポジションの増加を基礎として認識される。契約における企業の正味の契約ポジションとは、顧客との契約を通じてその契約における権利及び義務の組み合わせによる差額を意味する。その差額は契約資産、契約負債または貸借ゼロとなりうるが、それらは契約における権利及び義務によって決定される (IASB [2008], paras. 2.23-2.28).

また、企業の正味の契約ポジションは、企業および顧客による義務の履行によって変動する。既存のIASBやFASBの資産の定義と照らして、企業の履行による契約資産の増加や契約負債の減少によって、収益は認識される⁹。

なお、収益認識に結びつく正味の契約ポジションの変動には本質的に、企業が顧客との契約締結した時点と、企業が契約における義務を充足した時点が考えられる。契約締結時の収益認

識は企業にとって契約資産の増加であり、財やサービスの引き渡しに先立ち収益を前倒して認識することを意味する (IASB [2008], paras. 2.29-2.34.)。したがって、企業が収益を認識する時点は、契約によって生じた義務を履行した時点となる。

2) 履行義務の充足

IASB [2008] では、企業による履行義務が充足された時点で収益を認識する考え方が示されている。企業の履行義務はその義務をもはや有していないときに充足されると考えられる。たとえば、企業と顧客との間で履行義務の精算、第三者への移転あるいは履行義務からの解放などが考えられる。討議資料では、履行義務は「資産を顧客に移転するという契約における顧客との約束」(IASB [2008], para. 3.2)と規定する。この履行義務の意味する内容は財やサービスなどの資産である。したがって、履行義務の充足とは企業による顧客への資産の移転であるため、資産の移転を判定する規準こそが収益の認識時点を明らかにするものとなりうる (IASB [2008], para. 3.18)。

財やサービスの移転による履行義務の充足は通常、顧客が企業から移転された資産を「支配」することになった事実とみなされる。顧客による資産の支配とは、物理的に占有している状態を意味する。したがって、討議資料の収益認識モデルは財やサービスの顧客への移転であり、企業の生産活動を反映するものではない (IASB [2008], para. 4.8)。

3) 履行義務の測定：現在出口価格と当初取引価格

また、収益の金額は履行義務によって測定される。履行義務の測定は、履行義務から生じる企業の現在の債務および契約における企業の業績を表わすことを目的としている (IASB [2008], paras. 5.7-5.13.)。これらの目的を達成するために、討議資料は履行義務の測定に関して、現在出口価格アプローチ (current exit approach) と当初取引価格アプローチ (original transaction price approach) を並列的に検討し、後者を提案するに至っている。

現在出口価格アプローチは、「第三者に対して履行義務を移転とした場合に企業が支払いを求められる金額」(IASB [2008], para. 5.15)を用いて、履行義務を測定する考え方である¹⁰。このアプローチは、収益認識のパターン、測定の複雑性や誤謬のリスクという3つの理由から棄却されている。収益認識のパターンに関する理由とは、契約開始時点での収益認識につながり、直感的にも違和感がある。また、測定の複雑性に関する理由は、履行義務の現在出口価格の観察は困難であり、見積りによる間接的な推定も困難をとめない容易に実施できない。さらに、誤謬のリスクに関する理由は、履行義務の識別や測定に関する誤謬が生じた場合、契約開始時に過大な収益認識をすることになり、利益計算を歪める懸念である (IASB [2008], paras. 5.17-5.24.)

⁹ 顧客の支払いによる契約の履行は企業の視点に立てば、契約資産の減少又は契約負債の増加を意味し、企業の正味のポジションを減少させる。既存のIASB及びFASBの資産の定義に照らすと、契約資産の減少や契約負債の増加はいずれも収益を認識することにならない。それゆえ、顧客による義務の履行は企業の収益認識にならないのである。

¹⁰ 現在出口価格アプローチの考え方は、顧客に対する財やサービスの移転という企業の義務について、市場の認識に基づいた測定の方針を提供することを強調する。あくまでも、実際に企業が第三者に履行義務を移転することを前提としているわけではない。

一方、当初取引価格アプローチは、「財やサービスとの引換えに顧客が約束した対価」(DP, para. 5.25)を用いて、履行義務を測定する考え方である。取引価格による履行義務の測定は契約開始時に、契約資産も収益も認識しない。このアプローチは、契約に基づいて顧客に資産が移転した場合にだけ収益を認識するため、財やサービスの移転による履行義務の充足と取引価格を関連付けることができる。そのため、企業の業績を反映する収益認識のパターンをもたらす。また、取引価格は観察可能であり、なおかつその測定は簡便であり、誤謬リスクも軽減する(IASB [2008], paras. 5.28-5.33)。

かくしてIASB版討議資料は、顧客との正味の契約ポジションに基づく履行義務を取引価格に関連づけた収益認識モデルを提案するに至った。その特色は、履行義務に焦点を当てた収益の認識と測定にある。ただし、その議論の過程において、代替的な収益の認識と測定の考え方が示されている。履行義務の充足に焦点を当てた収益の認識は、財やサービスの顧客への移転という考え方と、財やサービスを生産する企業の活動という考え方とがあった。また、履行義務の測定に焦点を当てた収益の測定には、現在出口価格アプローチと当初取引価格アプローチという考え方があった。いずれにせよ、これらの議論は、資産負債アプローチの系譜に属する収益認識の考え方という位置づけとなっている。

3.4 支配移転モデル

IASBは2010年6月、公開草案「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IASB版公開草案は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性についての有用な情報を、財務諸表の利用者に報告するために、企業が適用しなければならない原則を定めることを目的としている。この文言からも明らかなように、それまでの資産や負債の変動という文言や正味の契約ポジションという概念が消滅している。

このIASB [2010] の基本的な考え方は、企業から顧客に対し財やサービスを移転するとともに、その交換取引の対価として企業が受け取る金額によって、収益を認識することにある。なお、公開草案では新たな収益の定義は明示されていない¹¹。収益の定義は現行の規定を踏襲しているが確認される(IASB [2010], Appendix A)。

収益認識の具体的な手続きは、①顧客との契約の識別、②契約における個々の履行義務の識別、③取引価格の算定、④取引価格の個々の履行義務への配分、⑤企業が個々の履行義務を充足した時点での収益の認識、と定めている(IASB [2010], para. 2)。

IASB [2010] の収益認識モデルの特徴は、企業が履行義務の充足を要件として、取引価格のうち履行義務に関連づけて配分する金額を収益とするものである(IASB [2010], para. 34)。これはIASB版討議資料で提案した取引価格配分アプローチを踏襲するものである¹²。

この収益認識モデルの鍵を握る履行義務の充足は、顧客が財やサービスを獲得することで、顧客への支配の移転が生じた時点とされている¹³。また、契約当事者のいずれかによる義務の履

¹¹ 収益の定義はIASB版概念フレームワークと個別の会計基準でも定義されている。すなわち、収益(income)とは、「資産の流入もしくは増加または負債の減少というかたちをとる、当該会計期間中における経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるもの」と規定されている。また、狭義の収益(revenue)とは、「持分参加者からの拠出に関連するもの以外で、持分の増加をもたらす一定期間中の企業の通常の活動過程で生ずる経済的便益の総流入額である」(IAS18, para. 7)と定められている。

行によって、企業の財政状態計算書（または貸借対照表）に契約資産または契約負債を表示しなければならないとされている（IASB [2010], para. 64）¹⁴。

IASB [2010] では、このような収益認識の考え方と現行実務との差異が強調されている。ソフトウェア開発や工事契約のように、複数要素の継続的な請負取引では、顧客による資産の支配の移転が生じたときでしか収益認識が行われなくなる¹⁵。また識別される個々の履行義務の充足によって収益が認識されるため、収益認識の単位が異なるなどの影響が想定されていた（IASB [2010], para. IN25）。

IASB [2008] では、顧客との契約から生じる資産や負債の変動から収益を認識する考え方を提案していたため、収益認識は契約の認識及び測定に焦点を当てたものであった。公開草案は取引価格配分アプローチを採用しているため、顧客との契約を基礎とする討議資料の基本的な考え方を堅持しつつも、収益の時期と金額に焦点を当てた収益認識モデルの開発に重心移動している（IASB [2010], paras. BC27-34）。

このように、IASB [2010] の収益認識モデルは企業と顧客との交換取引を重視した収益認識であり、一見すると伝統的な収益認識に近似した考え方が示されているものの、資産負債アプローチの系譜に属する収益認識の考え方であることが示唆されている¹⁶。

¹² 取引価格配分アプローチによる履行義務の測定とは、「取引価格の各履行義務への配分を、当該履行義務の基礎となる財やサービスを独立の販売価格の比率に基づいて配分する」（IASB [2010], para. BC76）ことである。また、代替案である現在出口価格アプローチが討議資料でも紹介されているが、IASB [2010] では棄却されている。その主な理由は、まず顧客に対する財やサービスの移転に先立つ収益の早期認識の懸念があること、次に現在出口価格の直接的な利用や間接的な推定にともなう難題が挙げられている（IASB [2010], para. BC77）。

¹³ 財やサービスに対する支配とは、財やサービスの使用を指図し、そこから得られる便益を得る能力と規定されている。この支配概念の要素は、①「現在の能力」、②「使用の指図」及び③「便益の享受」から構成されるとしている（IASB [2010], para. BC62）。顧客への財やサービスの支配の移転を示す具体的な指標は、①顧客の無条件の支払義務、②顧客の法的所有権、③顧客の物理的占有および④顧客仕様の財やサービスの用途などが列挙されている（IASB [2010], para. 30）。また、収益認識規準として支配の移転を採用した理由は、現行の資産の定義や認識ならびに認識中止の概念との整合性、および複数要素契約や複合要素の取引などに関するリスク経済価値アプローチの問題点の解消などを挙げている（IASB [2010], para. BC60）。

¹⁴ たとえば、IASB [2010] 公開草案が提案する収益モデルは、通常の信用取引では従来の収益の会計処理と変わらない。しかし、対価の前払いを請求する信用取引では、対価に対する無条件の権利を獲得した時点で収益認識に先立ち契約負債が計上される。履行義務を充足した際に、契約負債が減少し収益が認識されることになる（IASB [2010], paras. 64-66, Appendix B, para. B91）。

¹⁵ IASB [2010] は、IAS第11号「工事契約」及び第18号「収益」と置き換えられることを予定している。IASBは工事契約や請負契約に対し、工事完成基準の会計処理が適用されると、市場関係者が誤解しているとみなしている。市場関係者の関心が履行義務の充足に関連づけた取引価格の配分アプローチが、工事進行基準と同様の効果をもつと考えていないことに、IASBは見落としている（IASB [2010], paras. BC21, BC64&65）。

¹⁶ IASBは2011年11月に、収益認識プロジェクトの再公開草案を公表した。IASB [2011] は、2010年版公開草案で提案した履行義務の充足という収益認識モデルに関する具体的な運用面での懸念に回答するものである。その懸念とは、IASBが提案する収益の認識基準である履行義務の充足という概念に由来し、長期の請負契約に関する現行の収益認識基準の存続の可否について問うものであった。IASB [2011] は、IASB [2010] の基本方針を踏襲し、その曖昧な内容を明確にする部分修正の作業である。その論点は、収益の認識基準である履行義務の充足の中核を構成する支配の概念および財やサービスを組み合わせた複合要素取引における個々の履行義務の識別に関する原則の明確化に取り組んでいる（IASB [2011], paras. BC5-14）。

3.5 小括：収益認識モデルの開発過程

これまで、収益認識モデルの開発過程において議論された資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの特徴を整理してきた。表2は、辻山 [2010] の分析の枠組みを加筆修正したものである¹⁷。

表2. 収益認識モデルの相互関係

基本思考	収益認識モデル	測定属性		測定対象	会計モデル	備考
資産負債アプローチ①	履行義務充足モデル (現在出口価格モデル)	公正価値	CI-CO	正味ポジション	測定モデル	IASB [2008] DP
資産負債アプローチ②	履行義務充足モデル (当初取引価格モデル)	当初取引価額	CI	負債	配分モデル	IASB [2008] DP
	履行義務充足モデル (決定的事象アプローチ)	顧客対価	CI	収益	配分モデル	EFRAG [2007] DP アプローチA~C
	活動モデル (※)	顧客対価	CI	収益	配分モデル	EFRAG [2007] DP アプローチD
	履行義務充足モデル (支配移転モデル)	当初取引価額	CI	収益	配分モデル	IASB [2010] ED
収益費用アプローチ	実現・稼得過程モデル	顧客対価	CI	収益	配分モデル	

出所：辻山 [2010] に加筆修正した。表中のCIはキャッシュ・インフロー、COはキャッシュ・アウトフローを表わす。

これまで議論した収益認識モデルは、資産負債アプローチを強調するものといえども、同一の範疇に属するものではない。顧客との契約によって生じる企業の履行義務の充足を、資産と負債の価値変動に関連付けるのか、顧客との実際の取引価格の配分に関連付けるのかで、資産負債アプローチでの位置づけが異なってくる。この「履行義務の充足」は収益の認識基準に相当し、実質的には従来の「稼得過程」を意味する。つまり、従来の収益の認識基準である「稼得過程」を「履行義務の充足」に読み替えて、その実質を事業の実態に照らして解釈する状況になっている (辻山 [2010], 3-10頁.)。

とはいうものの、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルは、公正価値 (現在出口価値) あるいは履行価値 (取引価格) のいずれかに結びつくかで、その意味内容は大きく異なる。資産負債アプローチの第一の系譜は、資産と負債の変動が先行して決定し、その結果として収益が認識される思考である。このアプローチは収益認識に先立って資産と負債の価値変動が判明

¹⁷ 活動モデル (継続的アプローチD) の位置づけには留意すべき点がある。本稿の取扱いでは、提案者であるEFRAGの見解に従い「資産負債アプローチの第二の系譜」に分類した。しかしながら、IASBは活動モデルを「資産負債アプローチの第一の系譜」に分類できる可能性を示唆している。その経緯は下記のとおりである。IASB討議資料は、顧客との契約から生じる資産や負債の変動から収益を認識するという考え方を採用しており、企業による契約義務の履行を示している。この考え方は、財やサービスの顧客への移転、つまり顧客への履行義務の充足の有無にもかかわらず、資産や負債の変動から収益を認識することもできる。この考え方は欧州の提案する「活動モデル」という収益認識モデルである (EFRAG [2007] を参照)。活動モデルの特長は長期の請負工事などを対象に連続的に収益を認識できることにあった。しかしながら、活動モデルでは、在庫品などの資産の増加によって収益を捉えることもできるため、契約開始時に生じた活動に関する収益を認識すること可能性もある。つまり、財やサービスを顧客に引き渡す前に、その対価を収益として認識することになるため、そもそも直感的な理解にも反し、現行の基準や実務への影響や利益操作の余地が生じる。それゆえ、IASBの審議の過程では否決された (IASB [2010], paras. BC33-34)。

していることが求められる。その価値変動の測定には公正価値（現在出口価格）が適ししやすい。資産負債アプローチが公正価値と結びつくことにより、資産負債観に純化したモデルとなっている。IASB [2008] で提示された現在出口価格モデルはこの系譜に属する。

資産負債アプローチの第二の系譜は、収益を認識してはじめて資産と負債の変動を決定する思考である。そこには、将来キャッシュ・インフローで測定した負債を配分する考え方と顧客との取引の対価を配分する考え方がある。

まずIASB [2008] では、企業の履行義務という「負債」を当初取引価格（顧客が約束した対価）で測定し、収益は契約上の権利（対価請求権）や義務（履行義務）を合成した差額としての正味の契約ポジションのうち、契約資産の増加または契約負債の減少によって認識される。つまり、収益は履行義務の充足という負債の消滅により、正味の契約ポジションが増加する場合に認識される。一方、EFRAG [2007] は、収益を資産と負債の測定可能な変動と捉えることにより、収益の稼得過程に焦点を当てた収益認識モデルを提案している。収益は、稼得過程を通じて資産と負債の変動がもたらされた結果として認識されると捉えている。さらに、IASB [2010] では、顧客との契約額を履行義務として測定し、顧客への支配の移転によってその履行義務が充足されるごとに、収益を認識する考え方が示されている。

2つの資産負債アプローチによって、資産と負債の定義と認識条件の關係に一定の制約が課せられることが明らかになった。現在出口価値モデルが棄却されたように、資産と負債の定義を満たせば、収益が認識されるわけではない。収益認識の結果としてオンバランスされる資産や負債はその定義を満たしておかなければならない（辻山 [2010], 6頁）。

こうした議論の帰結は、資産負債アプローチに二つの解釈をもたらした。第一の解釈は、資産と負債の定義から認識や測定の要件まで導き出せるという解釈であり、第二の解釈は資産と負債の測定値は現金収支あるいは顧客対価であること前提にしたうえで、その認識の局面で資産と負債の定義を参照する解釈である（辻山 [2010], 7頁）。

4. 資産負債アプローチに基づく会計基準設定

4.1 収益認識モデルの開発と資産負債アプローチの解釈

収益認識プロジェクトの発足理由の一つに、収益認識に関するSFAC第5号とSFAC第6号の概念上の矛盾が挙げられていた。SFAC第5号は実現や稼得を要件とする収益費用アプローチによる収益認識の考え方である。SFAC第6号は収益を資産及び負債の変動として定義する資産負債アプローチによる収益認識の考え方である。つまり、収益の捉え方について、SFAC第5号の収益費用アプローチによる規定とSFAC第6号の資産負債アプローチによる規定が混在する構図となっている。

しかしながら、SFAC第5号とSFAC第6号の規定の關係はそもそも矛盾していないと指摘がある。辻山 [2005] は、FASB討議資料の審議内容やSFACの開発事情を知るFASBの専門スタッフの回顧録を根拠に、SFAC公表当時の資産負債アプローチには貸借対照表に計上する項目について資産や負債の定義から制限する機能が期待されていたと指摘する。

そもそも、資産負債アプローチは連繫を前提とする財務諸表にあって、収益費用アプローチの特徴である対応概念を組み込んだ利益測定を可能にする計算構造と解されている。この計算

構造上の特質からも、概念上の矛盾があったとは考えにくい。

とはいうものの、ここ十年來の収益認識モデルの開発過程において、この資産負債アプローチには2つの解釈の余地が明らかになっている(辻山 [2010], 10-15頁)。第一の解釈は、収益の認識の結果として資産と負債の変動が生じることに着目することによって、資産負債アプローチと収益費用アプローチの相互補完的な関係を導くものである。第二の解釈は、資産と負債の変動の結果として収益の測定値が決定されることに着目することによって、資産負債アプローチと収益費用アプローチの相互排他的な関係を導いている。これらの2つの資産負債アプローチは、従前の収益費用アプローチとの比較したうえで、どのような関係性にあり、その特徴はいかに整理されるのだろうか。

4.2 会計基準設定における資産負債アプローチの役割

これまでの資産負債アプローチに基づく会計基準設定は、「投資家による企業価値評価の中核となる純利益の情報価値を維持しながら、資産や負債の時価評価あるいは公正価値に対する投資家の情報ニーズの充足を通じて、純利益情報を補完する貸借対照表のリアリティに自律性を付与するものであった」と評されている(斎藤 [2011], 42-43頁.)。

それはまず、繰延費用や繰延利益項目のオンバランスの禁止や研究開発費の即時費用処理など、資産や負債の定義の厳格化に貢献していた。また、ファイナンス・リース取引の会計処理、退職給付債務や資産除去債務の負債計上など、資産や負債の定義の充足した項目のオンバランス化というかたちで特徴づけられていた。さらにこの会計基準設定の方向性は、包括利益への一元化の提案、収益認識プロジェクトや金融負債の信用リスクなど、公正価値評価の適用領域の拡大を推進する局面で観察されるようになっていく。

こうした観察される事実から、資産負債アプローチに基づく会計基準設定の現状は「オンバランス化」と「公正価値」の意味を備えていると解釈されよう。

とはいうものの、資産負債アプローチそれ自体が、ストックの価値評価の時点を事前に決定することができないことを忘れてはならない。資産負債アプローチが収益費用アプローチにおけるフロー数値のリアリティの回復のために、一部のストックを市場価額で評価してその評価差額を期間損益に反映することによってフローの認識をめざすのか、あるいは、企業価値評価の精度を高めるためにストックの全面公正価値評価を推進していくのか、その方向性はそもそも資産負債アプローチに内蔵されているわけではない(徳賀 [2011], 95頁)。つまり、資産負債アプローチは特定の測定属性と結びついて、その利益測定の特質を変質させるといえる。

言い換えると、前者は資産や負債の価値変動の裏付けあるフローの認識をめざし、利益情報の有用性を高めようとするものであり、貸借対照表のクリーニングやオンバランス化に焦点を当てていた。後者は資産負債アプローチの特徴である企業の富または正味資源の変動分の測定をめざし、公正価値の適用領域の拡大に傾斜していく。

資産負債アプローチにもとづく収益認識基準の開発では、従來の実現稼得過程アプローチの限界を克服することが目的とされていた。資産負債アプローチにもとづく収益認識モデルの開発が推進されたものの、どのように収益の認識や測定のルールを人工的に発明してみても、収益が企業の価値創造活動を通じて生みだされ、資産との交換によって実現されるという、実務に広く定着した取引の慣習を変えることはできなかった(辻山 [2010])。

このように資産負債アプローチといっても、収益費用アプローチと相互補完性をめざしてオ

ンバランス化を強化する範疇にとどまるのか、収益費用観とは相互排他的な関係として独立し、公正価値を正当化する道を邁進するのか、という解釈が存在する。収益認識の会計基準開発も例外ではなかった。

会計基準の開発における資産負債アプローチとは、オンバランス化の強化あるいは公正価値の推進という羅針盤としての機能を果たしているといえよう。

5. おわりに

本稿は収益認識モデルの開発過程を題材に、会計基準設定における資産負債アプローチの意味内容を解明することをめざしてきた。

収益認識モデルの開発は、不正会計問題を契機に現行の収益認識制度の問題点を明らかにしたところから始まる。これまでの実現稼得過程アプローチに基づく収益認識は、フローの期間配分の時点決定を曖昧にしており、繰越収益の計上などストックのリアリティに違和感を覚えるものであった。また、実務で深刻な問題を引き起こしていた複数要素契約や混合取引契約に対しても有効な処方箋になっていないと指摘されていた。

実現稼得過程アプローチに寄せられた批判は、資産負債アプローチに基づく収益認識モデルの開発を急がせた。資産負債アプローチに基づく収益認識モデルでは当初、資産や負債などストックの価値変動を反映させる提案が進められてきたものの、ストックの裏づけのあるフローの期間配分を反映させる対案が現実味を帯びてきた。前者は公正価値と馴染みやすく、契約開始時に収益を前倒して認識することとなり、また公正価値の技法固有の見積りの問題にも直面する。後者は顧客との契約に盛り込まれた取引価格と結びつきやすいものの、取引価格の再交渉など再測定の見積りに関する問題を抱える。また、それ以上に、取引価格に関連づける収益の認識基準の具体的な内容が従来の実現稼得アプローチよりも厳格になっていなければならない。

資産負債アプローチに基づく収益認識モデルには、2つの形態と解釈がある。第一のモデルは、収益費用アプローチと親和性の高い資産負債アプローチであり、その典型例が配分モデルである。このモデルはストックのリアリティを補強することにより、期間配分の対象となるフローの品質を高め、純利益情報を改善することをめざすものである。そうすると、貸借対照表と損益計算書に相互補完性を求めることになる。

第二のモデルは、純粋な資産負債アプローチといえる。このモデルは資産や負債といったストックの価値変動を重視し、実際の取引価格よりも、公正価値による資産と負債の測定を要求する。そうすると、貸借対照表と損益計算書は相互排他的な関係にならざるを得ない。

このように資産負債アプローチは、収益認識モデルの開発過程においても「オンバランス化」の識別規準という意味と、「公正価値」の推進という意味を備えているといえよう。オンバランス化と公正価値という2つの意味の間に比較優位があるかは定かではない。両者の比較優位を資産負債アプローチに基づく会計基準設定において決めるのであれば、企業価値評価への貢献という局面で検証されることになるだろう。

参 考 文 献

- Dichev, Ilia D. "On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting", *Accounting Horizons*, 22 (4), 2008, pp.453-470.
- EFRAG, The PAA in E Discussion Paper 3, *Revenue Recognition- A European Contribution*, EFRAG, 2007.
- FASB, Discussion Memorandum—*an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, 1976. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年.)
- , SFAC No.5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprise*, FASB, 1984.
- , SFAC No.6: *Elements of Financial Statements*, FASB, 1985.
- , Special Report—*The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB. (企業財務制度研究会訳『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年.)
- , Proposal for a New Agenda Project, *Issues Related to the Recognition of Revenues and Liabilities*, FASB, 2002.
- , The FASB Report, *The Revenue Recognition Project*, FASB, 2002.
- IASB [2008], Discussion Paper, *Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, IASB, 2008. (企業会計基準委員会訳「ディスカッション・ペーパー 顧客との契約における収益認識についての予備的見解」, 2009年.)
- , Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB, 2010. (企業会計基準委員会訳「公開草案 顧客との契約から生じる収益」2010年.)
- , Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB, 2011. (企業会計基準委員会訳「再公開草案 顧客との契約から生じる収益」2011年.)
- Katherine A. Schipper, Catherine M. Schrand, Terry Shevlin, and T. Jeffrey Wilks, "Reconsidering Revenue Recognition", *Accounting Horizons* 23 (1), February 2009, pp.55-68.
- Miller, Paul. B. W. and Paul R. Bahnson, "Continuing the Normative Dialog: Illuminating the Asset/Liability Theory", *Accounting Horizons*, 24 (3), 2010, pp.419-440.
- 秋葉賢一『エッセンシャルIFRS』中央経済社, 2011年.
- 大石桂一「収益認識プロジェクトにみるFASBとIASBの戦略」『企業会計』60 (8), 2008年8月, 57-63頁.
- 川村義則「収益認識基準と概念フレームワークを巡る問題」『会計』177 (4), 2010年4月, 34-50頁.
- 草野真樹「PAAinE討議資料の収益認識アプローチの意義と課題」『企業会計』60 (8), 2008年8月, 48-56頁.
- 斎藤静樹「会計基準の研究(増補版)」中央経済社, 2010年.
- 編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 2002年.
- 田中建二「米国における業績報告の状況」『企業会計』55 (5), 2003年5月, 4-11頁.
- 辻山栄子「収益の認識をめぐる概念フレームワーク」『企業会計』57 (7), 2005年7月, 4-12頁.
- 「収益の認識をめぐる欧州モデル」『会計』172 (5), 2007年11月, 1-22頁.
- 「収益認識と業績報告」『企業会計』60 (1), 2008年1月, 39-55頁.
- 「正味ポジションに基づく収益認識」『企業会計』61 (9), 2009年9月, 6-15頁.
- 「収益認識をめぐる実現・稼得過程の現代的意義」『会計』177 (4), 2010年4月, 1-20頁.
- 「会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール」『会計』179 (1), 2011年1月, 52-67頁.
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店, 2002年.
- 「収益認識をめぐる問題点とその考え方」『企業会計』55 (11), 2003年11月, 18-25頁.
- 徳賀芳弘「会計における利益観」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』第5章所収, 中央経済社, 2002年, 147-177頁.
- 「資産負債中心観における収益認識」『企業会計』55 (11), 2003年11月, 35-42頁.
- 「会計基準の理論的統合」『会計』167 (1), 2005年1月, 1-13頁.
- 「会計利益モデルと純資産簿価モデル」『企業会計』63 (1), 2011年1月, 93-102頁.
- 松本敏史「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』55 (11), 2003年11月, 26-34頁.
- 万代勝信「収益認識プロジェクトの概要」『企業会計』60 (8), 2008年8月, 18-25頁.
- 「IASB・FASBの『収益認識プロジェクト』に係る問題」『会計』177 (4), 2010年4月, 21-33頁.
- 向伊知郎・山口正彦「収益認識共同プロジェクトに対するEUの貢献」『経営学研究』20 (2), 2011年1月,

27-40頁.

山田康裕「配分アプローチの問題点」『企業会計』60 (8), 2008年8月, 37-47頁.

———「収益認識を巡る歴史的経緯」『企業会計』62 (2), 2010年2月, 28-38頁.

[おがわ まさみ 千葉大学法経学部准教授]

[2012年7月17日受理]